

火災を出さないために

住宅火災の予防

たばこの火の始末は水をかけてしっかりと！

たばこの火は確実に消してください。灰皿に大量の吸い殻をためるのは危険です。灰皿には水を入れ、こまめに始末することを習慣にしましょう。また、寝たばこはやめましょう。

コンセントプラグのほこりを掃除！

コンセントにはほこりがたまっていないよう定期的に掃除しましょう。また、コードを曲げた状態や、束ねて使用するのは危険ですので注意しましょう。

コンロから離れる際は必ず火を消す！

調理中にその場を離れるときは、必ずコンロの火を消しましょう。また、コンロの周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。



住宅用火災警報器の点検をお願いします

警報器が古くなると故障や電池切れなどで、いざというときに感知しなくなります。警報器の点検ボタンを押すか点検ひもを引っ張り、作動確認を行ってください。(電池交換の目安は10年です)

各家庭で、火災予防に協力してください。

《問合せ》豊岡消防署

☎24-8039

全国瞬時警報システムの訓練放送を実施します

地震から身を守る3つの行動

日時 11月5日(木) 午前10時ごろ
場所 豊岡市全域(全国一斉)



本市では、防災行政無線の屋外拡声器や各家庭等の戸別受信機から、最大音量で緊急地震速報を放送します。また、緊急地震速報に続き、県からひょうご防災ネットや緊急速報メールで「津波訓練・大津波警報」の情報が携帯電話に発信されます。

市民の皆さんは、戸別受信機や携帯電話の受信状況の確認と、緊急地震速報をきっかけに地震から身を守る安全確保行動(シェイクアウト訓練など)に取り組んでください。

放送内容

緊急地震速報チャイム音(上り4音チャイム)
「これは、訓練です。地震です。地震です。落ち着いて、ただちに身を守る行動をとってください」×3回
(下り4音チャイム)

Jアラートの報知音等の合図が発せられたら、その場で約1分間「安全確保行動(まず低く、頭を守り、動かない)」をとってください。安全確保行動とは、地震の揺れに伴う落下物や飛来物から、頭や身体を守る行動のことです。

身を守る3つの安全確保行動(シェイクアウト)

- ①まず低く 上からの落下物を避けられる場所で低い姿勢をとります。
 - ②頭を守り 落下物や飛来物から頭を守れるよう、机の下に避難したり腕で頭を守ります。
 - ③動かない 1分間はじっと動かないでいます。
- ※緊急速報メール(エリアメール)は、マナーモードにしても携帯電話が一斉に鳴ります。
※気象・地震活動の状況等によっては、訓練用の緊急地震速報の放送を中止することがあります。

《問合せ》防災課 ☎23-1111

※掲載している情報は編集時点(10月15日)のものです。変更になっている場合がありますので、注意してください。



不思議な単細胞生物

「粘菌」は「変形菌」とも呼ばれ、動物でも植物でもキノコやカビでもありません。ねばねばした「変形体」と呼ばれる単細胞アメーバとして枯木中でバクテリアを食べるなどして生活していますが、繁殖時には胞子を飛ばしやすいため場所まで這い出して、短時間でたくさんの小さなキノコのような形(子実体)に大変身し、胞子を飛ばします。単細胞ですが知能も持っており、迷路を解いたり、天候を予測して行動したりします。

昭和天皇も研究していた!

このような不思議な生態のために、分類上とても悩ましい生きものとして扱われていました。しかし、近年になり動物や植物などとは独立した、

全く別の生きものであることが分かりました。昭和天皇や南方熊楠が粘菌研究者だったことは有名です。子実体がとても美しいことなどから熱狂的な女性ファンも多く、アメーバ状の変形体を飼育し、ペットにして可愛がっている人もいます。



写真は「ツヤエリホコリ」という粘菌の子実体です。実際の大きさは高さ約1・5mmと極小です。

地域の粘菌を調べる

これまで、但馬の粘菌はほとんど調べられていません。どのような粘菌がすんでいるのか、少しでも実態を調べることができればと思います。

(写真・文 NPO法人コウノトリ市民研究所 稲葉二明)

2020年6月1日から21年2月26日に出生した方は給付金の支給対象となる可能性があります。お問い合わせください。

新生児臨時特別給付金を支給します

- ▼支給対象者 2020年6月1日から21年2月26日までに出生した児童を養育する方のうち、次の方
 - ①ひとり親世帯臨時特別給付金を受給または受給資格者の方
 - ②就学援助費受給世帯等臨時特別給付金を受給または受給資格者の方
- ※①または②の給付金の申請時に、新生児分の給付金も申請(受給)されている場合は、対象になりません。
- ▼申請期間 21年3月12日(金)まで
- ▼支給額 児童(新生児)1人につき3万円
- ▼その他 ひとり親世帯臨時特別給付金、就学援助費受給世帯等臨時特別給付金(参考参照)の申請が済んでいない方は、併せて申請してください。詳細は市ホームページ等でお知らせします。

《参考》

給付金名称	支給額	受給資格者
ひとり親世帯臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	18歳の年度末に達するまでの児童(児童に中度以上の障害がある場合は20歳までの児童)を養育するひとり親世帯等のうち、次に該当する世帯 ①2020年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ②公的年金等を受給しており、20年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止となる方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
就学援助費受給世帯等臨時特別給付金	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	2002年4月2日以降に生まれた児童を養育する保護者で、次に該当する世帯(ひとり親世帯臨時特別給付金支給対象者を除く) ①20年5月31日時点における就学援助費の支給を受けている方 ②18年中の所得が就学援助費を受給している方と同じ水準の方(豊岡市立小中学校在籍者のいる世帯を除く) ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が就学援助費を受給している方と同じ水準となっている方

※掲載している情報は編集時点(10月15日)のものです。変更になっている場合がありますので、注意してください。